

○茨城大学大学院学則（案）

（昭和 43 年 5 月 1 日制定）

改正 平成 22 年 4 月 1 日制定第 38 号 平成 24 年 3 月 26 日制定第 36 号 平成 24 年 5 月 17 日制定第 45 号
平成 26 年 2 月 20 日制定第 5 号 平成 27 年 3 月 26 日規則第 27 号 平成 28 年 2 月 1 日制定第 4 号
平成 28 年 6 月 13 日制定第 116 号 平成 28 年 11 月 14 日制定第 120 号 平成 29 年 3 月 9 日規則第 4 号
平成 30 年 2 月 13 日規則第 3 号 令和 2 年 2 月 12 日規則第 1 号 一年一月一日制定第一号

第 1 章 目的及び目標

（目的）

第 1 条 茨城大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士前期課程における教育の目標）

第 2 条 修士課程及び博士前期課程(大学院設置基準第 4 条第 3 項に規定する博士課程における前期 2 年の課程をいう。以下同じ。)の教育は、幅広く豊かな学識並びに高度な専門知識及び技能を身に付け、21 世紀における社会の激しい変化に主体的に対応し、自らの将来を切り拓くことができる総合的な力と、学術研究と科学技術の進歩に対応できる豊かな想像力をもった高度専門職業人を育成することを目指して行うものとする。

2 前項の目標を達成するため、修士課程及び博士前期課程における学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)として、当該課程の学生が学位授与時に備えるべき能力を次のとおり定める。

(1) 専門分野の学力・研究遂行能力

各専門分野で求められる高度専門職業人としての知識及び技能並びに自立的に課題を発見・解決しうる研究遂行能力

(2) 世界の俯瞰的理解

人間社会とそれを取り巻く自然環境に対する幅広い知識と理解力

(3) 国際的コミュニケーション能力

人間社会のグローバル化に対応し、文化的に多様な人々と協働して課題解決をしていくための高度な思考力・判断力・表現力及びコミュニケーション能力

(4) 社会人としての姿勢

社会の持続的な発展に貢献できる高度専門職業人としての意欲、倫理観及び主体性

(5) 地域活性化志向

茨城県をはじめとして地域の活性化に、専門性を活かして主体的・積極的に取り組む姿勢

（博士後期課程における教育の目標）

第2条の2 博士後期課程(大学院設置基準第4条第3項に規定する博士課程における後期3年の課程をいう。以下同じ。)の教育は、専門的な知識・技術を身に付けるとともに、普遍的課題解決能力を持ち、かつ、専門とする科学・技術の人間社会の中での位置付けを理解し、そのことを専門外の人間にも分かりやすく説明できる能力を身に付け、社会の幅広い分野で活躍する人材を育成することを目指して行うものとする。

2 前項の目標を達成するため、博士後期課程におけるディプロマ・ポリシーとして、当該課程の学生が学位授与時に備えるべき能力を次のとおり定める。

(1) 専門分野の研究遂行能力

各専門分野で求められる高度な知識及び技能に基づき、高度な研究を自立して遂行しうる能力

(2) 普遍的課題解決能力

専門分野に限らず、関連する分野における課題を自ら発見・解決しうる能力

(3) 人間社会の俯瞰的理解

専門とする科学・技術の人間社会、特に経営、環境管理及び組織運営における位置付けを理解できる能力

(4) 説明・情報発信能力

研究成果を、人間社会の中での位置付けとの関連で専門外の人間にも説明するとともに、広く国内外に発信しうる能力

(5) 地域活性化に貢献しうる資質

専門性を活かすとともに、社会情勢を踏まえて地域の活性化に取り組みうる資質
(専門職学位課程における教育の目標)

第2条の3 専門職学位課程の教育は、倫理観・使命感を持ち、高度な専門性と教育者としての資質能力に優れた人間性を有し、変化の激しい教育現場において、誰も置き去りにしない、すべての子どもの力を伸ばす教員の育成をめざして、カリキュラム・マネジメント能力を備えた高度な教育実践力を有した教員を養成することを目指して行うものとする。

2 前項の目標を達成するため、専門職学位課程におけるディプロマ・ポリシーとして、当該課程の学生が学位授与時に備えるべき能力を次のとおり定める。

(1) 子どもを深く理解できる力

子どもの諸能力・技能を多面的に評価するとともに、子どもの願いや苦悩に寄り添い、またその背景にある環境にも目を配りながら、子どもの真の学習ニーズを理解できる力。

(2) 広い視野

社会の変化やニーズと子どもの実態を踏まえながら、同僚や様々な人と協働し、学際的・多面的な広い視野で教育上の課題を探究できる力。

(3) 深い専門性

子ども理解や広い視野に基づく教育上の課題と自分の専門分野を結び付けて、その課題解決のための方法をさらに深く追究できる力。

(研究の目標)

第3条 本学の研究は、研究者の自由な発想と主体的判断に基づいて、知の創造と真理探究、組織的な研究による新しい学術分野や産業創出及び地域社会の諸課題解決や文化の向上に繋がることを目指して行うものとする。

第2章 組織

(研究科)

第4条 大学院の目的及び目標を達成するため、大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

農学研究科

2 各研究科に関する規則は、別に定める。

(課程)

第5条 人文社会科学研究科及び農学研究科に修士課程を置き、教育学研究科に専門職学位課程を置き、理工学研究科に博士課程を置く。ただし、理工学研究科の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻)

第6条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

人文科学専攻

社会科学専攻

教育学研究科

教育実践高度化専攻

理工学研究科

博士前期課程

量子線科学専攻

理学専攻

機械システム工学専攻

電気電子システム工学専攻

情報工学専攻

都市システム工学専攻

博士後期課程

量子線科学専攻

複雑系システム科学専攻

社会インフラシステム科学専攻

農学研究科

農学専攻

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	修士課程	人文科学専攻	17	34
		社会科学専攻	14	28
		計	31	62
教育学研究科	専門職学位課程	教育実践高度化専攻	43	86
		計	43	86
理工学研究科	博士前期課程	量子線科学専攻	102	204
		理学専攻	45	90
		機械システム工学専攻	86	172
		電気電子システム工学専攻	58	116
		情報工学専攻	30	60
		都市システム工学専攻	27	54
		計	348	696
	博士後期課程	量子線科学専攻	20	60
		複雑系システム科学専攻	10	30
		社会インフラシステム科学専攻	8	24
		計	38	114
農学研究科	修士課程	農学専攻	48	96
		計	48	96
合計			508	1054

(研究科等の教育研究上の目的等)

第8条 学長は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーを定めるものとする。

(東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施)

第9条 東京農工大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、茨城大学(以下「本学」という。)は、宇都宮大学及び東京農工大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、宇都宮大学及び東京農工大学の農学部
の教員とともに、本学農学部及び関連する全学共同利用施設の教員がこれを担当し、
又は分担するものとする。

(全学教育機構)

第9条の2 大学院の教育の目標を達成するため、茨城大学学則(昭和42年9月21日制定。以下「本学学則」という。)第6条の規定により本学に置かれる全学教育機構にお

いて、全学的な観点から、大学院の教育・学生支援活動に関する企画、調整、運営、実施、評価等を総括的に行う。

第3章 学年、学期及び授業を行わない日

(学年、学期及び授業を行わない日)

第10条 学年、学期及び授業を行わない日については、本学学則第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、前3項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

2 前条第4項の規定により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学期間は、前項に規定する在学期間に修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年を加えた期間、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えて在学することはできない。

3 長期履修学生に関する規則は、別に定める。

第5章 教育課程

(修士課程及び博士前期課程のカリキュラム・ポリシー)

第13条 第2条に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、修士課程及び博士前期課程における教育課程の編成及び実施に関する方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)について、次のとおり定める。

(1) 教育課程の編成

ディプロマ・ポリシーで定めた5つの知識、能力及び姿勢を育成するため、共通科目と専門科目を含むカリキュラムマップ等に基づく、横断的かつ体系的な教育課程を編成する。

(2) 課題発見・解決能力の育成

主体的に課題を発見し、高度専門職業人としての知識・技能及び研究遂行能力を育成するため、研究科の特性を活かした高度な専門科目を配置し、複数教員による研究指導を行う。

(3) 俯瞰的理解の育成

大学院教育を限られた専門分野にとどめず、俯瞰的な視野とコミュニケーション能力、創造性と想像力、職業的素養及び倫理観を養成するため、全学及び研究科又は専攻単位の共通科目を配置する。

(4) 地域活性・グローバル化に取り組む姿勢を育成する教育

共通科目及び専門科目で、それぞれ、幅広い知識と高い専門性を活かして地域志向の視野と国際的な視野を育み社会貢献できる能力を育成する科目を配置する。

(博士後期課程のカリキュラム・ポリシー)

第13条の2 第2条の2に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、博士後期課程におけるカリキュラム・ポリシーについて、次のとおり定める。

(1) 専門分野の研究遂行能力

各専門分野で求められる高度な知識及び技能に基づき、高度な研究を自立的に遂行しうる能力を育成するため、演習、実習を中心とした高度な専門科目を開講するとともに、複数指導教員制の下での組織的な博士論文研究指導を行う。

(2) 普遍的課題解決能力

専門とする学問分野以外の教員とのディスカッションを通して、専門とする分野の科学技術全体における位置付けを理解するとともに、専門分野に限らず、関連する分野における課題を自立して発見・解決しうる能力を養うための、演習科目を開講し、修了要件とする。

(3) 人間社会の俯瞰的理解

経営、環境、組織論等の人文、社会科学系の科目の履修を修了要件とすることで、専門となる科学技術のあり方を異なった立場から多角的に捉えることができる能力を培う。

(4) 説明・情報発信能力

経営、環境、組織論等の人文、社会科学系の科目の履修を修了要件とすることで、研究成果の人間社会の中での位置付けを理解して専門外の人間にも説明する能力を培うとともに、特別演習を必修科目とすることで、研究成果を国際的学術誌等において発表し、広く国内外に発信しうる能力を養成する。

(5) 地域活性化に貢献しうる資質

近隣に位置する先端的科学技術研究機関及び茨城県等の自治体との連携による教育課程を充実させることで、専門性を活かすとともに社会情勢を踏まえて地域の活性化に取り組む資質を培う。

(専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー)

第13条の3 第2条の3に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるカリキュラム・ポリシーについて、次のとおり定める。

(1) 共通科目としての5領域(「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学

級経営及び学校経営に関する領域」及び「学校教育と教員の在り方に関する領域」)に加えて、第6領域「学校改善と校内研修に関する領域」によって学校全体に貢献できる力を育成するとともに、各コースの専門科目及び実習科目によって、教育者としての使命感と豊かな人間性を有し、子ども理解に基づく高度な専門性を有する実践力を身に付けさせる。

- (2) 教育課程の編成・実施に関する領域には、カリキュラム・マネジメント能力に関わる6コース共通の科目を設けるほか、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域及び学校改善と校内研修に関する領域では三つの能力の基礎となる内容を備えたコース共通の科目を設ける。
- (3) 専門科目については、三つの能力を身に付けさせるために、コース別で学ぶ科目に加え、コース間を融合した科目を設定する。
- (4) 共通科目、専門科目ともに、講義と演習を有機的に組み合わせ、能動的な学修を行えるようにする。学修の成果は、授業中の発表、レポート、テスト等により適切に評価するとともに、実習においてその成果が発揮できるかどうかを評価する。
- (5) 実習科目においては、高度専門職業人としての知識、技能及び自立的に課題を発見し、解決できる実践力を身に付けさせるために、学校等の教育関連現場における実習と省察を重視し、各コースの専門性に応じた理論と実践の架橋・往還する力を身に付けさせる。
- (6) 単位の実質化を図り、各授業科目の到達目標及び明確な成績評価基準に基づく厳格な成績評価を行うとともに、学修成果の可視化に努め、教職員と学生の相互協力と点検により不断の教育改善を推進する。

(研究科等のカリキュラム・ポリシー)

第13条の4 学長は、前3条の規定を踏まえ、研究科又は専攻ごとに、カリキュラム・ポリシーを定めるものとする。

(教育課程)

第14条 大学院の教育課程は、前4条のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により、体系的に編成するものとする。ただし、専門職学位課程においては、研究指導を除くものとする。

- 2 前項の授業科目は、修士課程及び博士前期課程にあつては大学院共通科目、研究科共通科目及び専攻科目、博士後期課程にあつては研究科共通科目及び専攻科目、専門職学位課程にあつては専攻科目で構成する。
- 3 大学院共通科目、研究科共通科目及び専攻科目の授業並びに研究指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 14 条の 2 授業の方法については、本学学則第 31 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第 15 条 各研究科及び全学教育機構は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科及び全学教育機構は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 15 条の 2 単位の計算方法については、本学学則第 32 条第 1 項各号の規定を準用して、各研究科及び全学教育機構が別に定める。

(1 年間の授業期間及び各授業科目の授業期間)

第 15 条の 3 1 年間の授業期間及び各授業科目の授業期間については、本学学則第 33 条及び第 33 条の 2 の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第 16 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 16 条の 2 単位の授与については、本学学則第 34 条の規定を準用する。

(試験及び成績評価)

第 16 条の 3 試験及び成績評価については、本学学則第 36 条の規定を準用する。

(他の研究科における授業科目の履修)

第 17 条 学長が教育上有益と認めるときは、学生に大学院の他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の他の研究科における授業科目の履修については、各研究科において別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 18 条 他の大学院における授業科目の履修については、専門職学位課程を除き、本学学則第 38 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「60 単位」とあるのは修士課程及び博士前期課程にあつては「10 単位」と、博士後期課程にあつては「4 単位」と、同条第 3 項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を」と読み替えるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 19 条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議を経て、学生に当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えることができない。

2 前項に規定するもののほか、他の大学院等において研究指導を受ける学生に関する規則は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条 学生が大学院に入学する前に本学又は他の大学院において修得した単位の認定については、本学学則第 40 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては 10 単位、博士後期課程にあつては 4 単位を超えないものとする。

第 6 章 学位の授与及び課程修了要件等

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 21 条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の前期及び後期の課程を通じて行う一貫した人材養成の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することに代えて、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に合格することとすることができる。

3 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、当該研究科委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て学長が行う。

(博士後期課程の修了要件)

第 22 条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、14 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程における在学期間(当該課程に 2 年以上在学し修了した者にあつては 2 年、当該課程を 2 年

未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第29条第2項第3号から第9号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 博士後期課程修了の認定は、委員会の審議を経て学長が行う。

(専門職学位課程の修了要件)

第22条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、48単位以上を修得することとする。

- 2 専門職学位課程修了の認定は、委員会の審議を経て学長が行う。

(学位の授与及び付記する専攻分野の名称)

第23条 学長は、大学院の課程を修了した者には、茨城大学学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところにより、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

- 2 前項の修士及び博士の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

人文社会科学研究科 修士(学術)

理工学研究科 修士(理学)、修士(工学)

博士(理学)、博士(学術)、博士(工学)

農学研究科 修士(農学)

(論文提出による博士の学位授与)

第24条 学長は、大学院に在学しない者で学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、学位規則の定めるところによりこれを受理する。

- 2 学長は、前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、所定の学力を有することを確認された者には、学位規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

(学位論文等の取扱い)

第25条 第21条、第22条及び第24条に規定する学位論文(第21条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査及び最終試験又は学力の確認については、学位規則の定めるところによる。

- 2 第12条に規定する在学期間中に第21条第1項又は第22条第1項に規定する単位を修得した者は、学位論文を提出することができる。

(単位修得認定書の交付)

第26条 博士後期課程において、在学期間中に第22条に定める所定の単位を修得し、学位論文の提出に至らなかった者から願い出があつたときは、単位修得認定書を交付することができる。

第7章 教員免許状

(教員免許状)

第 27 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科の専攻において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は、別に定める。

第 8 章 入学、退学、転学、留学及び休学

(修士課程及び博士前期課程のアドミッション・ポリシー)

第 28 条 第 2 条に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、修士課程及び博士前期課程における入学者の受入れに関する方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)として、当該課程へ入学する者が有していることが望ましい能力等について次のとおり定める。

(1) 研究分野に応じて必要とされる学士レベルの基礎的能力を備え、深い関心と意欲を有すること。

(2) ディプロマ・ポリシーに示す専門分野の学力・研究遂行能力、世界の俯瞰的理解、国際的コミュニケーション能力、社会人としての姿勢及び地域活性化志向の修得への志を有すること。

(博士後期課程のアドミッション・ポリシー)

第 28 条の 2 第 2 条の 2 に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、博士後期課程におけるアドミッション・ポリシーとして、当該課程へ入学する者が有していることが望ましい能力等について次のとおり定める。

(1) 主たる専攻とする科学及び技術の専門分野における、修士課程又は博士前期課程修了者に求められるものと同等以上の知識と技能を有すること。

(2) 修得した高度な専門知識、技能を活かし、アカデミアに限らず、民間企業、公的機関、教育界等の社会の幅広い分野で活躍することで、地域の活性化に貢献する意欲と熱意を有すること。

(専門職学位課程のアドミッション・ポリシー)

第 28 条の 3 第 2 条の 3 に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるアドミッション・ポリシーとして、当該課程へ入学する者が有していることが望ましい能力等について次のとおり定める。

(1) 学部新卒学生については、教職に対して明確な志望動機を有し、同僚性を育み、学校内の多様な教育活動において活躍する意欲と能力を有すること。

(2) 現職教員については、ミドルリーダー又はスクールリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードする意欲と能力を有すること。

(研究科及び専攻のアドミッション・ポリシー)

第 28 条の 4 学長は、前 3 条の規定を踏まえ、研究科又は専攻ごとに、アドミッション・ポリシーを定めるものとする。

(入学者の決定)

第 28 条の 5 大学院へ入学する者の決定は、前 4 条のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜方法により、公正に行うものとする。

(入学の時期)

第 28 条の 6 入学の時期は、本学学則第 12 条の規定を準用する。

(入学資格)

第 29 条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(平成 17 年文部科学省告示第 169 号)

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)

(9) 大学に 3 年以上在学し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が

当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (11) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (12) 本学の大学院において、個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学者をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 外国の学校、第 5 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示 118 号)
 - (9) 本学の大学院において、個別の入学者資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- 3 専門職学位課程に入学者をすることのできる者は、第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める小学校又は中学校教諭の一種免許状又は専修免許状を有する者とする。

(入学志願)

第 30 条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の書類を国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則(平成 16 年規則第 7 号。以下「費用規則」という。)に定める検定料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 既納の検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第 31 条 学長は、入学志願者について選考のうえ委員会の審議を経て入学を許可する予定者(以下「入学予定者」という。)を定める。

2 入学者選考に関する規則は、別に定める。

(入学の手續等)

第 32 条 入学予定者であつて大学院への入学を希望する者は、所定の書類を費用規則に定める入学料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により、入学料の納入が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除又は徴収猶予することができる。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除若しくは徴収猶予の許可又は不許可が決定するまでの間、第 1 項の規定にかかわらず、入学料の徴収を猶予する。

4 第 2 項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可された者は、納入すべき入学料を指定の期日までに納入しなければならない。

5 既納の入学料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

6 入学料の返還、免除又は徴収猶予に関する規則は、別に定める。

(入学の許可)

第 33 条 学長は、前条に規定する所定の入学の手續を完了した者(前条第 3 項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)について入学を許可する。

(進学)

第 34 条 博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、委員会の審議を経て、学長が進学を許可する。

(転入学)

第 35 条 学長は、他の大学院に在学する者で、当該大学の学長の承認を受けて本学の同種の研究科に転入学を志願する者について、委員会の審議を経て、転入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者が転入学を志願する場合に準用する。

3 第 30 条から第 33 条までの規定は、転入学の場合に準用する。

(再入学)

第 35 条の 2 学長は、大学院を退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後 2 年以内に同一の研究科の専攻に再入学を願い出たときは、委員会の審議を経て、再入学を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、第 37 条の規定により準用する本学学則第 22 条第 1 号の規定により除籍された者及び第 42 条の規定により準用する本学学則第 50 条第 3 項の規定により退学した者は、再入学を願い出ることができない。

3 第 30 条から第 33 条までの規定は、再入学の場合に準用する。

(転専攻)

第 36 条 学長は、現に在学する専攻以外の専攻に転専攻を志願する者があるときは、委員会の審議を経て、許可することがある。

(退学、除籍、転学、留学、休学、復学及び休学期間)

第 37 条 退学、除籍、転学、留学、休学及び復学については、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程にあつては本学学則第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 28 条の 2 の規定を準用し、専門職学位課程にあつては本学学則第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条及び第 28 条の 2 の規定を準用する。この場合において、本学学則第 25 条第 2 項中「第 8 条」とあるのは「大学院学則第 12 条」と、同条第 3 項において準用する第 38 条第 2 項中「60 単位」とあるのは修士課程及び博士前期課程にあつては「10 単位」と、博士後期課程にあつては「4 単位」と、第 28 条第 2 項中「4 年」とあるのは修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては「2 年」と、博士後期課程にあつては「3 年」とそれぞれ読み替えるものとする。

(科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生)

第 38 条 大学院の科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生(次条に規定する博士特別研究生を除く。以下同じ。)及び外国人留学生については、本学学則第 51 条から第 56 条の規定を準用する。

(博士特別研究生)

第 39 条 学長は、博士後期課程を修了した者(標準修業年限以上在学し、この学則の規定により教育を受けた上退学した者を除く。)で、引き続き、大学院において研究を継続しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1 年を限度に博士特別研究生として入学を許可することがある。

2 博士特別研究生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第 40 条 学長は、他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議を経て、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する規則は、別に定める。

第 9 章 授業料

(授業料の額等)

第 41 条 授業料の額は、費用規則の定めるところによる額とし、徴収方法、分納、徴収猶予並びに免除については、本学学則第 44 条から第 48 条の 2 までの規定を準用する。

第 10 章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第 42 条 表彰及び懲戒は、本学学則第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。

第 11 章 点検・評価等

(点検及び評価)

第 43 条 学長は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、国立大学法人茨城大学の役員及び職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第 1 項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(教育研究活動の状況の公表)

第 44 条 学長は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、大学院における教育研究活動の状況を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 45 条 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 12 章 雑則

(準用規定)

第 46 条 大学院学生については、この学則に定めるものを除くほか本学学則の学生に関する規定を準用する。

(読替)

第 47 条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和 43 年 5 月 1 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 47 年 5 月 1 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 46 年度以前に入学した学生に係る授業料の額は、第 24 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の日以後において、転入学又は再入学した学生に係る授業料の額は、第 24 条の規定にかかわらず当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和 47 年度において入学した学生から徴収する同年度に係る授業料の額は、第 24 条の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合せた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

区分	前期	後期
大学院学生	9,000 円	18,000 円

- 5 昭和 47 年度において入学を許可される学生に係る入学料の額は、第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和 47 年度の入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 47 年 12 月 21 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 48 年 5 月 10 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 4 月 18 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 50 年 4 月 24 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 50 年度の入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 15 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 19 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 20 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 53 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 19 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 54 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 17 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 15 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 5 月 16 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める教育学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、昭和 63 年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	5
	障害児教育専攻	3

	教科教育専攻	17
	計	25
合計		305

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める教育学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、平成2年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	10
	障害児教育専攻	6
	教科教育専攻	40
	計	56
合計		336

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日以降においても従前の規定による農学研究科農学専攻、畜産学専攻、農芸化学専攻及び農業工学専攻は当該専攻学生が在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び修士号等については、従前の例による。
- 3 農学研究科農学専攻、畜産学専攻、農芸化学専攻及び農業工学専攻の学生の総定員については、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成3年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
農学研究科	農学専攻	12
	畜産学専攻	10
	農芸化学専攻	10
	農業工学専攻	8
	計	40

- 4 第5条に定める人文科学研究科、農学研究科及び合計の総定員については、同条の規定にかかわらず、平成3年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	総定員
人文科学研究科	文化構造専攻	3
	言語文化専攻	3
	計	6

農学研究科	生物生産学専攻	22
	資源生物科学専攻	18
	計	40
合計		308

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の工学研究科の各専攻は、改正後の茨城大学大学院学則(以下「新学則」という。)第4条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則第5条に掲げる入学定員及び収容定員表中、理学研究科及び工学研究科の「専攻」及び「計」並びに「合計」の欄に係る収容定員については、次の表の年度区分により当該年度の収容定員に読み替えるものとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成5年度	平成6年度
理学研究科	修士課程	数学専攻	15	
		物理学専攻	14	
		化学専攻	18	
		生物学専攻	15	
		地球科学専攻	14	
		計	76	
工学研究科	修士課程	機械工学専攻	7	
		機械工学第二専攻	7	
		電気工学専攻	8	
		金属工学専攻	7	
		工業化学専攻	7	
		精密工学専攻	7	
		電子工学専攻	8	
		情報工学専攻	8	
		建設工学専攻	7	
		計	66	
	博士前期課程	機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	

		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	
		計	98	
	博士後期課程	物質科学専攻	6	12
		生産科学専攻	6	12
		情報・システム科学専攻	6	12
		計	18	36
合計		412	470	

附 則

この学則は、平成6年2月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める人文科学研究科、教育学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成6年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
人文科学研究科	文化構造専攻	6
	言語文化専攻	6
	地域政策専攻	14
	計	26
教育学研究科	学校教育専攻	10
	障害児教育専攻	6
	教科教育専攻	55
	計	71
合計		493

附 則

この学則は、平成6年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の理学研究科及び工学研究科の各専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該専攻学生の実修課程、修了及び学位については、従前の例による。

- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び地球科学専攻の学生の収容定員並びに工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、物質工学専攻、電気電子工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻、システム工学専攻及び博士後期課程の物質科学専攻、生産科学専攻及び情報・システム科学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成7年度	平成8年度
理学研究科	修士課程	数学専攻	8	
		物理学専攻	8	
		化学専攻	10	
		生物学専攻	8	
		地球科学専攻	8	
		計	42	
工学研究科	博士前期課程	機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	
		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	
		計	98	
	博士後期課程	物質科学専攻	12	6
		生産科学専攻	12	6
		情報・システム科学専攻	12	6
		計	36	18

- 4 改正後の学則第5条に定める理工学研究科の収容定員及び合計については、同条の規定にかかわらず、平成7年度及び平成8年度は、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成7年度	平成8年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	14	
		自然機能科学専攻	18	
		地球生命環境科学専攻	20	
		機械工学専攻	18	
		物質工学専攻	18	
		電気電子工学専攻	18	
		情報工学専攻	12	
		都市システム工学専攻	10	
		システム工学専攻	22	

		計	150	
	博士後期課程	物質科学専攻	6	12
		生産科学専攻	6	12
		情報・システム科学専攻	6	12
		宇宙地球システム科学専攻	4	8
		計	22	44
合計			372	544

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める理工学研究科の収容定員及び合計については、同条の規定にかかわらず、平成8年度及び平成9年度は、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成8年度	平成9年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	28	
		自然機能科学専攻	36	
		地球生命環境科学専攻	41	
		機械工学専攻	37	
		物質工学専攻	37	
		電気電子工学専攻	37	
		情報工学専攻	24	
		都市システム工学専攻	20	
		システム工学専攻	44	
		計	304	
	博士後期課程	物質科学専攻	13	20
		生産科学専攻	13	20
		情報・システム科学専攻	13	20
		宇宙地球システム科学専攻	9	14
		環境機能科学専攻	4	8
		計	52	82
合計			556	590

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第5条に定める教育学研究科、理工学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
-----	----	----	------

			平成 9 年度	平成 10 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	10	
		障害児教育専攻	6	
		教科教育専攻	64	
		養護教育専攻	3	
		計	83	
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	47	
		自然機能科学専攻	49	
		地球生命環境科学専攻	52	
		機械工学専攻	47	
		物質工学専攻	50	
		電気電子工学専攻	53	
		情報工学専攻	33	
		都市システム工学専攻	28	
		システム工学専攻	67	
		計	426	
	博士後期課程	物質科学専攻	20	21
		生産科学専攻	20	21
		情報・システム科学専攻	20	21
		宇宙地球システム科学専攻	14	15
		環境機能科学専攻	9	14
		計	83	92
合計			712	842

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 5 条に定める理工学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成 10 年度	平成 11 年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	66	
		自然機能科学専攻	62	
		地球生命環境科学専攻	62	
		機械工学専攻	61	
		物質工学専攻	62	
		電気電子工学専攻	68	
		情報工学専攻	42	

		都市システム工学専攻	36	
		システム工学専攻	90	
		計	549	
	博士後期課程	物質科学専攻	21	21
		生産科学専攻	21	21
		情報・システム科学専攻	23	25
		宇宙地球システム科学専攻	15	15
		環境機能科学専攻	14	15
		計	94	97
	合計		849	857

附 則

この学則は、平成 11 年 5 月 20 日から施行し、平成 11 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 12 条の 3 及び第 15 条の規定は、平成 11 年 8 月 31 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 5 条に定める人文科学研究科、理工学研究科博士前期課程及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 12 年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化構造専攻	6
		言語文化専攻	6
		地域政策専攻	28
		コミュニケーション学専攻	5
		計	45
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	66
		自然機能科学専攻	62
		地球生命環境科学専攻	62
		機械工学専攻	66
		物質工学専攻	62
		電気電子工学専攻	56
		メディア通信工学専攻	21
		情報工学専攻	42
		都市システム工学専攻	36
		システム工学専攻	90

		計	563
合計			873

附 則

この学則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 5 条に定める教育学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 13 年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	10
		障害児教育専攻	6
		教科教育専攻	64
		養護教育専攻	6
		学校臨床心理専攻	9
		計	95
合計			896

附 則

この学則は、平成 13 年 5 月 30 日から施行し、平成 13 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 5 条に定める農学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 14 年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻	44
		資源生物科学専攻	38
		計	82
合計			907

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 10 月 21 日から施行し、平成 15 年 9 月 19 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 12 月 25 日から施行し、平成 15 年度第 1 学年入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の農学研究科の生物生産学専攻は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 農学研究科生物生産学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第 7 条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

専攻	平成 16 年度
生物生産学専攻	22

- 4 改正後の学則第 7 条に定める理工学研究科、農学研究科及び合計の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成 16 年度	平成 17 年度
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	61	
		自然機能科学専攻	62	
		地球生命環境科学専攻	62	
		機械工学専攻	66	
		物質工学専攻	59	
		電気電子工学専攻	42	
		メディア通信工学専攻	42	
		情報工学専攻	42	
		都市システム工学専攻	36	
		システム工学専攻	90	
		応用粒子線科学専攻	25	
		計	587	
	博士後期課程	物質科学専攻	19	17
		生産科学専攻	21	21
		情報・システム科学専攻	25	23
		宇宙地球システム科学専攻	15	15
		環境機能科学専攻	15	15
		応用粒子線科学専攻	9	18

		計	104	109
農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻	13	
		資源生物科学専攻	37	
		地域環境科学専攻	13	
		計	63	
合計			930	951

附 則

この学則は、平成 17 年 2 月 17 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の学則第 8 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 21 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。ただし、改正後の学則第 14 条第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の人文科学研究科の文化構造専攻、言語文化専攻及びコミュニケーション学専攻並びに理工学研究科の数理科学専攻、自然機能科学専攻、地球生命環境科学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 人文科学研究科の文化構造専攻、言語文化専攻及びコミュニケーション学専攻並びに理工学研究科の数理科学専攻、自然機能科学専攻、地球生命環境科学専攻及びシステ

ム工学専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成21年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化構造専攻	3
		言語文化専攻	3
		コミュニケーション学専攻	5
理工学研究科	博士前期課程	数理科学専攻	28
		自然機能科学専攻	31
		地球生命環境科学専攻	31
		システム工学専攻	45

- 4 改正後の学則第7条に定める人文科学研究科、理工学研究科博士前期課程の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成21年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化科学専攻	13
		地域政策専攻	26
		計	39
理工学研究科	博士前期課程	理学専攻	90
		機械工学専攻	66
		物質工学専攻	60
		電気電子工学専攻	45
		メディア通信工学専攻	42
		情報工学専攻	44
		都市システム工学専攻	40
		知能システム工学専攻	30
		応用粒子線科学専攻	50
		計	467

附 則(平成22年4月1日制定第38号)

この学則は、国立大学法人茨城大学組織規則の改正及び事務組織改革に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成22年規則第38号)の施行の日(平成22年4月1日)から施行する。

附 則(平成24年3月26日制定第36号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日制定第45号)

この学則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成 26 年 2 月 20 日制定第 5 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の人文科学研究科の地域政策専攻は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 人文科学研究科の地域政策専攻の学生の収容定員は、改正後の学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 26 年度は次表のとおりとする。

専 攻	収容定員
地域政策専攻	12

- 4 改正後の学則第 7 条に定める人文科学研究科の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成 26 年度は次表のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻	収容定員
人文科学研究科	修士課程	文化科学専攻	26
		社会科学専攻	12
		計	38

- 5 改正後の学則第 16 条の 3 の規定は、平成 26 年度第 1 学年入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者並びに当該入学者と同学年に転入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 27 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 1 日制定第 4 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科の学校教育専攻並びに理工学研究科博士前期課程の物質工学専攻及び応用粒子線科学専攻並びに博士後期課程の物質科学専攻、生産科学専攻、情報・システム科学専攻、宇宙地球システム科学専攻、環境機能科学専攻及び応用粒子線科学専攻は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第 7 条に定める教育学研究科及び理工学研究科の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成 28 年度	平成 29 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	5	0
		障害児教育専攻	6	6
		教科教育専攻	54	44

理工学研究科		養護教育専攻	6	6
		学校臨床心理専攻	18	18
		計	89	74
	専門職学位課程	教育実践高度化専攻	15	30
		計	15	30
	博士前期課程	量子線科学専攻	102	204
		理学専攻	135	90
		機械工学専攻	66	66
		物質工学専攻	32	0
		電気電子工学専攻	50	50
		メディア通信工学専攻	42	42
		情報工学専攻	46	46
		都市システム工学専攻	44	44
		知能システム工学専攻	60	60
		応用粒子線科学専攻	25	0
		計	602	602
	博士後期課程	量子線科学専攻	20	40
		複雑系システム科学専攻	10	20
		社会インフラシステム科学専攻	8	16
		物質科学専攻	10	5
		生産科学専攻	14	7
		情報・システム科学専攻	14	7
		宇宙地球システム科学専攻	10	5
		環境機能科学専攻	10	5
		応用粒子線科学専攻	18	9
		計	114	114

附 則(平成 28 年 6 月 13 日制定第 116 号)

この学則は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 14 日制定第 120 号)

この学則は、平成 28 年 11 月 14 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日規則第 4 号)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の農学研究科の生物生産科学専攻、資源生物科学専攻及び地域環境科学専攻は、改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻

攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。

- 3 改正後の学則第7条に定める農学研究科及び大学院の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
			平成 29 年度
農学研究科	修士課程	生物生産科学専攻	13
		資源生物科学専攻	17
		地域環境科学専攻	13
		農学専攻	48
		計	91
合計			961

附 則(平成30年2月13日規則第3号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、メディア通信工学専攻、情報工学専攻、都市システム工学専攻及び知能システム工学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第7条に定める理工学研究科博士前期課程及び大学院の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員	
			平成 30 年度	
理工学研究科	博士前期課程	量子線科学専攻	204	
		理学専攻	90	
		機械システム工学専攻	86	
		電気電子システム工学専攻	58	
		情報工学専攻	30	
		都市システム工学専攻	27	
		従前の専攻	機械工学専攻	33
			電気電子工学専攻	25
			メディア通信工学専攻	21
			情報工学専攻	23
			都市システム工学専攻	22
			知能システム工学専攻	30
計		649		

合計	1,013
----	-------

附 則(令和2年2月12日規則第1号)

この学則は、令和2年2月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(一年一月一日制定第一号)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科修士課程の障害児教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第7条に定める人文社会科学研究科、教育学研究科及び大学院の収容定員については、同条の規定にかかわらず、令和3年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
			令和3年度
人文社会科学研究科	修士課程	人文科学専攻	30
		社会科学専攻	26
		計	56
教育学研究科	修士課程	障害児教育専攻	3
		教科教育専攻	22
		養護教育専攻	3
		学校臨床心理専攻	9
		計	37
	専門職学位課程	教育実践高度化専攻	58
合計			1,057

茨城大学大学院学則の一部改正について

1 改正理由

令和3年度からの人文社会科学研究科及び教育学研究科の設置改廃に伴い、次の改正を行うもの。

- ① 専門職学位課程の教育目標及びディプロマ・ポリシーの変更（第2条の3）
- ② 課程及び専攻名称の変更（第5条及び第6条）
- ③ 入学定員及び収容定員の変更（第7条）
- ④ 専門職学位課程のカリキュラム・ポリシーの変更（第13条の3）
- ⑤ 専門職学位課程の修了要件単位数の変更（第22条の2）
- ⑥ 教育学研究科における修士課程の学位「修士（教育学）」の削除（第23条）
- ⑦ 専門職学位課程のアドミッション・ポリシーの変更（第28条の3）

2 改正対照表（案）

改 正	現 行
（目的） 第1条 茨城大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。 （修士課程及び博士前期課程における教育の目標） 第2条 } 第2条の2 （現行どおり） （専門職学位課程における教育の目標） 第2条の3 専門職学位課程の教育は、倫理観・使命感を持ち、高度な専門性と教育者としての資質能力に優れた人間性を有し、変化の激しい教育現場において、誰も置き去りにしない、すべての子どもたちの力を伸ばす教員の育成をめざして、カリキュラム・マネジメント能力を備えた高度な教育実践力を有した教員を養成することを目指して行うものとする。 2 前項の目標を達成するため、専門職学位課程におけるディプロマ・ポリシーとして、当該課程の学生が学位授与時に備えるべき能力を次のとおり定める。 （1） 子どもを深く理解できる力 子どもは諸能力・技能を多面的に評価するとともに、子どもの願いや苦悩に寄り添い、またその背景にある環境にも目を配りながら、子どもの真の学習ニーズを理解できる力。 （2） 広い視野 社会の変化やニーズと子どもの実態を踏まえながら、同僚や様々な人と協働し、学際的・多面的な広い視野で教育上の課題を探究できる力。 （3） 深い専門性 子どもを理解や広い視野に基づく教育上の課題と自分の専門分野を結び付けて、その	（目的） 第1条 茨城大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。 （修士課程及び博士前期課程における教育の目標） 第2条 } 第2条の2 （略） （専門職学位課程における教育の目標） 第2条の3 専門職学位課程の教育は、学校教育の抱える具体的な課題に対して、個々の専門コースに閉じることなく、全体的視野をもって実践的に取り組み、またその全体的視野をもって学校における実践をリードできる高度な専門性や他者と協働する力、さらには豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成することを目指して行うものとする。 2 前項の目標を達成するため、専門職学位課程におけるディプロマ・ポリシーとして、当該課程の学生が学位授与時に備えるべき能力を次のとおり定める。 （1） 使命感を持ち、子ども理解に基づく高度な専門性を有した、教育者として資質能力に優れた人間性 （2） 知識基盤社会における変化の激しい教育現場において、高度な洞察能力に基づいて学校実践の課題を多面的・多角的視点で捉える知識と理解力 （3） 次に掲げる高度専門職業人としての知識及び技能並びに自立的に課題を発見し、解決できる実践力

課題解決のための方法をさらに深く追究できる力。

(研究の目標)
第3条 } (現行どおり)
第4条 }

(課程)
第5条 人文社会科学研究科及び農学研究科に修士課程を置き、教育学研究科に専門職学位課程を置き、理工学研究科に博士課程を置く。ただし、理工学研究科の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻)
第6条 研究科に次の専攻を置く。
人文社会科学研究科

人文科学専攻
社会科学専攻

教育学研究科
削る

削る
削る
削る
削る

教育実践高度化専攻
(現行どおり)

理工学研究科

農学研究科 (現行どおり)

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	修士課程	人文科学専攻	17	34
		社会科学専攻	14	28
		計	31	62

ア スクールリーダーとしてビジョンを形成し、学校経営の課題を構築しながら、教育上の問題解決を行うマネジメントの実践力
イ 授業実践上の課題を洞察し、自らの実践を省察しながら、児童・生徒理解に根ざした授業を開発・改善する高度な実践力
ウ 児童生徒の心の状態を察知し、その背景因を含めて見立てながら、環境を調整することで介入し、支援する実践力
(4) 専門的知識・技能を活かして、同僚教師や保護者・地域と共に教育課題の解決に取り組む協働性

(研究の目標)
第3条 } (略)
第4条 }

(課程)
第5条 人文社会科学研究科及び農学研究科に修士課程を置き、教育学研究科に修士課程及び専門職学位課程を置き、理工学研究科に博士課程を置く。ただし、理工学研究科の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻)
第6条 研究科に次の専攻を置く。
人文社会科学研究科

文化科学専攻
社会科学専攻

教育学研究科
修士課程

障害児教育専攻
教科教育専攻
養護教育専攻
学校臨床心理専攻

教育実践高度化専攻
(略)

専門職学位課程
理工学研究科

農学研究科 (略)

(入学定員及び収容定員)

第7条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	修士課程	文化科学専攻	13	26
		社会科学専攻	12	24
		計	25	50

教育学研究科	削る				
		専門職学位 課程	教育実践高度化専攻	43	86
		計		43	86
(現行どおり)					
合計				508	1054

(研究科等の教育研究上の目的等)

第8条 } (現行どおり)
第13条の2

(専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー)

第13条の3 第2条の3に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるカリキュラム・ポリシーについて、次のとおり定める。

(1) 共通科目としての5領域(「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」及び「学校教育と教員の在り方に関する領域」)に加えて、第6領域「学校改善と校内研修に関する領域」によって学校全体に貢献できる力を育成するとともに、各コースの専門科目及び実習科目によって、教育者としての使命感と豊かな人間性を有し、子ども理解に基づく高度な専門性を有する実践力を身に付けさせる。

(2) 教育課程の編成・実施に関する領域には、カリキュラム・マネジメント能力に関わる6コース共通の科目を設けるほか、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導、教育相談に関する領域、学級経営、学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域及び学校改善と校内研修に関する領域では三つの能力の基礎となる内容を備えたコース共通の科目を設ける。

(3) 専門科目については、三つの能力を身に付けさせるために、コース別で学ぶ科目に加え、コース間を融合した科目を設定する。

(4) 共通科目、専門科目ともに、講義と演習を有機的に組み合わせ、能動的な学修を行

教育学研究科	修士課程				
		障害児教育専攻	3	6	
		教科教育専攻	22	44	
		養護教育専攻	3	6	
		学校臨床心理専攻	9	18	
		計	37	74	
	専門職学位 課程	教育実践高度化専攻	15	30	
		計	15	30	
(略)					
合計				511	1060

(研究科等の教育研究上の目的等)

第8条 } (略)
第13条の2

(専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー)

第13条の3 第2条の3に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるカリキュラム・ポリシーについて、次のとおり定める。

(1) 共通科目としての5領域(「教育課程の編成及び実施に関する領域」、「教科等の実践的な指導方法に関する領域」、「生徒指導及び教育相談に関する領域」、「学級経営及び学校経営に関する領域」及び「学校教育と教員の在り方に関する領域」)に加えて、「校内組織作りに関する領域」によって学校全体に貢献できる力を育成するとともに、各コースの専門科目及び実習科目によって、教育者としての使命感と豊かな人間性を有し、子ども理解に基づく高度な専門性を有する実践力を身に付けさせる。

(2) 知識基盤社会における変化の激しい教育現場において、高度な洞察力に基づいて学校実践の課題を多面的・多角的視点で捉える知識と理解力を獲得させる。

(3) 次に掲げる高度専門職業人としての知識及び技能並びに自立的に課題を発見し、解決できる実践力を身に付けさせ、学校現場における実習と省察を重視し、研究者教員と実務家教員による指導によって、理論と実践の架橋・往還を図る。

ア スクールリーダーとしてビジョンを形成し、学校経営の課題を構築しながら、教育上の問題解決を行うマネジメントの実践力

イ 授業実践上の課題を洞察し、自らの実践を省察しながら、児童・生徒理解に根ざした授業を開発・改善する高度な実践力

ウ 児童生徒の心の状態を察知し、その背景要因を含めて見立てながら、環境を調整することでの介入し、支援する実践力

(4) 専門的知識・技能を活かして、同僚教師や保護者・地域と共に教育課題の解決に取

えるようにする。学修の成果は、授業中の発表、レポート、テスト等により適切に評価するとともに、実習においてその成果が発揮できるかどうかを評価する。 (5) 実習科目においては、高度専門職業人としての知識、技能及び自立的に課題を発見し、解決できる実践力を身に付けさせるために、学校等の教育関連現場における実習と省察を重視し、各コースの専門性に応じた理論と実践の架橋・往還する力を身に付けさせる。 (6) 単位の実質化を図り、各授業科目の到達目標及び明確な成績評価基準に基づき厳格な成績評価を行うとともに、学修成果の可視化に努め、教職員と学生の相互協力と点検により不断の教育改善を推進する。	(研究科等のカリキュラム・ポリシー) 第13条の4 } (現行どおり) 第22条 (専門職学位課程の修了要件) 第22条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、<u>48単位以上を修得</u>することとする。 2 (現行どおり)	(学位の授与及び付記する専攻分野の名称) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 人文社会科学研究科 (現行どおり) 削る 理工学研究科 (現行どおり) (現行どおり) 農学研究科 (現行どおり) (論文提出による博士の学位授与) 第24条 } (現行どおり) 第28条の2 (専門職学位課程のアドミッション・ポリシー) 第28条の3 第2条の3に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるアドミッション・ポリシーとして、当該課程へ入学する者が有していることが望ましい能力等について次のとおり定める。 (1) 学部新卒学生については、教職に対して明確な志望動機を有し、<u>同僚性を育み、学</u> <u>校内の多様な教育活動において活躍する意欲と能力を有すること。</u>
---	--	---

<u>り組む協働性を身に付けさせる。</u>	(研究科等のカリキュラム・ポリシー) 第13条の4 } (略) 第22条 (専門職学位課程の修了要件) 第22条の2 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、<u>46単位以上を修得</u>することとする。 2 (略) (学位の授与及び付記する専攻分野の名称) 第23条 学長は、大学院の課程を修了した者には、茨城大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところにより、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。 2 前項の修士及び博士の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。 人文社会科学研究科 修士 (学術) <u>教育学研究科</u> 修士 (教育学) 理工学研究科 修士 (理学)、修士 (工学) 博士 (理学)、博士 (学術)、博士 (工学) 農学研究科 修士 (農学) (論文提出による博士の学位授与) 第24条 } (略) 第28条の2 (専門職学位課程のアドミッション・ポリシー) 第28条の3 第2条の3に規定するディプロマ・ポリシーに示す教育目標を実現するため、専門職学位課程におけるアドミッション・ポリシーとして、当該課程へ入学する者が有していることが望ましい能力等について次のとおり定める。 <u>当該専門職学位課程の人材の養成目標を理解し、それに向けて積極的に取り組むこ</u> <u>とができる資質や能力を有すること。</u>
-------------------------------	--

(2) 現職教員については、ミドルリーダー又はスクーラーリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードする意欲と能力を有すること。(研究科及び専攻のアドミッション・ポリシー)

(研究科及び専攻のアドミッション・ポリシー)

第28条の4 } (現行どおり)
第47条 }

(研究科及び専攻のアドミッション・ポリシー)

第28条の4 } (略)
第47条 }

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科修士課程の障害児教育専攻、教科教育専攻、養護教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻学生の実修課程、修了及び学位については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第7条に定める人文社会科学研究科、教育学研究科及び大学院の収容定員については、同条の規定にかかわらず、令和3年度は次表のとおりとする。

研究科	課程	専攻	収容定員
人文社会科学研究科	修士課程	人文科学専攻	30
		社会科学専攻	26
		計	56
教育学研究科	修士課程	障害児教育専攻	3
		教科教育専攻	22
		養護教育専攻	3
		学校臨床心理専攻	9
		計	37
	専門職学位課程	教育実践高度化専攻	58
合計			1,057

○茨城大学大学院教育学研究科委員会細則（案）

（平成 27 年 11 月 18 日細則第 48 号）

改正 平成 27 年 11 月 18 日規則第 111 号 令和 2 年 4 月 15 日細則第 16 号
一年一月一日制定第一号

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人茨城大学組織規則(平成 16 年規則第 1 号。以下「組織規則」という。)第 21 条第 2 項の規定に基づき、大学院教育学研究科に置く研究科委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科担当の専任教員及び兼任教員
- 2 研究科長は、教育学部長をもって充てる。
- 3 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名する者が、その職務を代行する。

（審議事項）

第 3 条 委員会は、組織規則第 18 条の 6 第 2 項各号に規定する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長、研究科長及び全学委員会の委員長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議）

第 4 条 委員会は、委員(海外出張中の委員及び休職中の委員は除く。)の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、次に掲げる事項について議決するときは、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教員の採用・昇進・異動に関する事項
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、第 2 条に規定する者のうち次に掲げる者を構成員とし開催することができる。
 - (1) 研究科長
 - (2) 評議員
 - (3) 副学部長
 - (4) 研究科委員会専門委員長

(5) 領域長

(6) 教育実践高度化専攻の各コース(教科領域コースを除く。)から選出された教員
各1人

(7) 教育実践高度化専攻教科領域コースから選出された教員 2人

(8) 全学教職センターに属する教員 1人

4 前項第6号及び第7号に掲げる委員は、研究科長が任命する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月18日規則第111号)

この規則は、茨城大学教育学部及び大学院教育学研究科における規則等の体系化並びに名称変更に伴う規則等の整備に関する規則(平成27年規則第111号)の施行の日(平成27年11月18日)から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和2年4月15日細則第16号)

この細則は、令和2年4月22日から施行する。

附 則(一年一月一日制定第一号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。